



No.871 「グンデリア」が識別力のない商標、需要者を欺瞞する商標に相当しないとして審決を取消した事例

2016. 6. 2 宣告 事件番号 2015-6619 拒絶決定（商）

**군대리아**  が識別力のない商標、需要者を欺瞞する商標に相当しないとして審決を取消した事例

**군대리아** とは、「軍隊で一週間に1～2回に出されるバーガー類又はその料理法によって料理したバーガー類」を表す単語として広く知られているが、このような事情のみで出願標

章 **군대리아**  を共益上特定人に独占させることが適當ではない、或いはこれを衣類及び靴販売代理店などに使用する場合、サービス標としての識別力がないとは言えない。また上記の出願標章がバーガー類と関係のない指定サービス業に使われる場合まで消費者が「軍隊で提供する物品」を販売することで、その品質を誤認する恐れがある、或いは消費者に出処の混同をもたらす恐れがあるとは言えない。

参照条文 商標法第6条第1項第7号